

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上三川町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えい等が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、そのようなリスクの軽減のために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

上三川町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民年金関係事務	
②事務の概要	国民年金法等の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、給付、免除、資格異動に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格や年金受給者の管理 ②被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ③保険料免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ④日本年金機構(年金事務所等)への報告、進達事務 ⑤免除申請者や保険料未納者等の所得情報提供 ⑥年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ⑦障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑧障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑨その他上記に関連する業務	
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 社会保険オンラインシステム	
2. 特定個人情報ファイル名		
国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表46項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2 第1号、2号、3号	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	住民課	
②所属長の役職名	住民課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	住民課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

「☐」全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	国民年金システム 統合宛名システム	事後	
平成29年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法等の規定に則り、 国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格や年金受給者の管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・ 所得情報提供などの進達事務	国民年金法等の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、給付、免除、資格異動に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格や年金受給者の管理 ②被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ③保険料免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ④日本年金機構(年金事務所等)への報告、進達事務 ⑤免除申請者や保険料未納者等の所得情報提供 ⑥年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ⑦障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑧障害基礎年金等給付に係る相談及び指導⑨ その他上記に関連する業務	事後	
平成29年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険課長 海老原 俊輔	保険課長 川島 信一	事前	
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月25日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月25日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	保険課 保険課長 川島 信一	住民課 住民課長 星野 和弘	事後	
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月30日	IV.リスク対策等		様式改正による変更	事後	
令和2年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一の第31項 別表第一	別表46項 別表	事後	
令和7年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和7年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和7年9月1日	IIIしきい値判断結果 3. 重大事故	2) 発生なし	1) 発生あり	事後	
令和7年9月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年9月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	
令和7年9月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年9月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である	事後	
令和7年9月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	住民課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	総務課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	事後	